

許可の内容（処分業）

事業計画の概要	<p>(1) 事業の全体計画 主として建設業等の排出事業者から発生する産業廃棄物を受け入れ、自社処理施設において中間処理（破碎）を行い、再資源化可能なものについては積極的にリサイクルを推進する。これにより、最終処分の低減を図り、資源の有効利用に努める。 リサイクル不可のものは適正に埋立をする。 処理工程においては、適正処理を確保するため、受入時の厳格な確認、処理工程ごとの管理、処理後の品質確認を徹底する。 また、設備の維持管理及び定期点検を確実に実施し、安定的かつ安全な処理体制を維持する。 処理技術及び管理体制の継続的な改善に取り組み、透明性の高い事業運営を行う。関係法令を遵守し、適正処理の徹底に努めるとともに、環境負荷の低減および資源の有効利用を推進する。また、継続的な改善を行い、地域環境に配慮した事業運営を実施する。</p> <p>(事業内容) 産業廃棄物の中間処理（破碎）</p> <p>(2) 処分する産業廃棄物 廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず等・がれき類</p> <p>【年間計画(積替え保管有り)】 産業廃棄物処分業</p> <table border="1" data-bbox="409 884 1165 1181"> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>200 t/年</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>1 t/年</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>1,500 t/年</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>20 t/年</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>200 t/年</td> </tr> <tr> <td>ガラスくず等</td> <td>1,150 t/年</td> </tr> <tr> <td>がれき類</td> <td>28,000 t/年</td> </tr> <tr> <td>混合廃棄物（木くず・繊維くず）</td> <td>50 t/年</td> </tr> </table> <p>(3) 処分業務の具体的な計画 廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず等・がれき類： 主として自社、または三重県内に事業所を有する建設業等の排出事業者から産業廃棄物を受け入れ、自社（三重県）の処理施設で破碎処理を行う。なお、受け入れた産業廃棄物については、品目ごとに適正な処理及び再資源化を行う。 廃プラスチック類については、セメント原料や建設資材、紙くずは製紙原料、木くずは燃料チップ、繊維くずは固形燃料（RPF）や肥料原料、金属くずは製鋼原料、ガラスくず等は建設資材、石膏原料及び製紙原料、がれき類は建設資材（RC-40）として再資源化する。再資源化できない品目は埋立処分（他社、三重県内に搬入）する。</p> <p>1) 処理工程図 別添「産業廃棄物の一連の処理の工程」のとおり</p> <p>2) 処分業務を行う時間 8：00～17：00（休憩2時間）</p> <p>3) 休業日 日曜日・祝日・夏季休暇（8月13日～8月16日）・年末年始（12月28日～1月4日） ※休業日は年度ごとに変更する場合があります。</p> <p>4) 組織 別添「業務を所掌する組織」のとおり</p> <p>5) 従業員数 別添「業務を所掌する組織」のとおり</p> <p>(4) 環境保全措置の概要 産業廃棄物処分業を行うにあたり関係法令を遵守するとともに、粉塵・騒音・振動を抑制し、周辺環境及び生活環境の保全を最優先事項として、以下の環境保全措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備の適切な配置及び防音・防塵対策（防音壁の設置・機械設備の基礎固定・一部設備の建屋内設置） ・定期的な点検・整備による安定的な稼働管理 ・散水設備や清掃の徹底による粉塵飛散防止 ・従業員に対し、環境保全に関する教育・指導を継続定期に実施し環境意識の向上を図る 	廃プラスチック類	200 t/年	紙くず	1 t/年	木くず	1,500 t/年	繊維くず	20 t/年	金属くず	200 t/年	ガラスくず等	1,150 t/年	がれき類	28,000 t/年	混合廃棄物（木くず・繊維くず）	50 t/年
廃プラスチック類	200 t/年																
紙くず	1 t/年																
木くず	1,500 t/年																
繊維くず	20 t/年																
金属くず	200 t/年																
ガラスくず等	1,150 t/年																
がれき類	28,000 t/年																
混合廃棄物（木くず・繊維くず）	50 t/年																